

「東区役所・東区民センター改修基本検討業務」に関する質問と回答

番号	受付日	質問内容	回答内容
1	令和6年7月17日	業務委託内容説明書に「業務委託特記仕様書」と「調査検討業務仕様書」の2つの記載がありますが、業務開始時の提出物：業務計画書など、はそれぞれの業務に必要なのでしょうか。合わせて成果物についても同様にそれぞれの業務に必要なのでしょうか。	「調査検討業務仕様書」は一般的な内容をまとめたものであり、「業務委託特記仕様書」のⅡ業務仕様には、「本仕様書に記載されていない事項は、「調査検討業務仕様書」による」と記載しており、2重で要求しているわけではありません。よって、着手時の業務計画書などの提出書類や成果品についても、「東区役所・東区民センター改修基本検討業務」として提出いただければ問題ありません。
2	令和6年7月17日	Ⅰ業務概要5.業務内容（1）条件整理における「施設所管部局及び施設管理者にヒアリング」はⅡ業務仕様4.打合せ及び記録（2）関係者初回顔合わせで実施すると考えて宜しいでしょうか。	施設管理部局等へのヒアリングに関しては、方法や時期などは問いませんので、初回の顔合わせで実施いただいても、別で実施いただいてもかまいません。当該業務を進めやすい方法で実施をお願いいたします。